(2)　交流採用　（単位：人）

府省名＼年（平成・令和）	交流採用者数										
	H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	累計
会計検査院	1			1	1		1	2			6
人事院									1		1
内閣官房							1	1	1	4	7
内閣府	3	4	3	6	7	4	12	5	11	9	77
宮内庁		1						1	2		4
公正取引委員会		2		2	1	1		1			8
警察庁	2		3	2	3	1	2	3	3	5	24
金融庁	10	14	5	10	9	10	13	7	20	11	160
消費者庁	2	1	3		2		4		10	5	33
こども家庭庁										5	5
デジタル庁							1	24	8	22	55
総務省	10	11	15	10	14	11	16	17	19	16	201
消防庁										1	1
法務省											1
外務省	13	9	13	12	16	17	23	30	20	26	272
財務省	17	9	10	8	9	10	9	12	16	14	206
国税庁	1										1
文部科学省			2	4	4	2	6	4	7	11	47
スポーツ庁	10	3	2	9	2	7	4	7	4	7	55
文化庁						5	2	2	1	1	11
厚生労働省	26	14	23	20	22	24	43	52	43	55	395
農林水産省	8	6	8	6	8	13	7	7	8	10	142
林野庁			1		1		1		1		9
水産庁		1		1			2		2		9
経済産業省	54	38	49	51	42	47	43	47	66	48	693
資源エネルギー庁	4	6	4	5	5	3	2	7	7	4	77
特許庁	1	1	1	2	3	2	3		3		19
中小企業庁	1	4	2	5	1	4	1	6	1	4	39
国土交通省	66	73	68	77	77	78	94	101	90	109	1,140
観光庁	2	7	3	4	5	2	2	1	2	1	62
気象庁							1				1
運輸安全委員会							1	1			2
海上保安庁		1	1	1							5
環境省	13	8	10	4	12	7	13	40	17	28	193
原子力規制庁		3		3	2		1			1	10
計	244	216	226	243	246	248	308	378	363	397	3,971
（参考）日本郵政公社を含む	244	216	226	243	246	248	308	378	363	397	4,012

（注）累計は、制度の施行（平成12年3月21日）以降令和6年12月31日までに交流派遣又は交流採用された者の累積数である。

第５節　分限処分の状況

分限処分とは、職員の責任の有無にかかわらず、公務能率を維持するため、法令に定められた事由に該当する場合に降任、免職、休職、降給を行うことである。人事院では、分限制度の趣旨に則した適正な運用が図られるよう、本院のほか各地方事務局（所）において、各府省が対応に苦慮している事例等をもとに、分限処分を行うに当たって留意すべき点や対応方法について研修会を実施し、各府省人事担当者に対して周知徹底を図るとともに、個別の相談にも随時対応している。

１　降任・免職

任命権者が職員の意に反して降任又は免職の処分を行った場合には、規則11－４（職員の身分保障）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。令和６年度中において、免職処分された者は７人であり、降任処分された者は３人であった。

処分の状況を見ると、免職処分のうち最も多い事由は、「官職に必要な適格性を欠く場合」に該当するとされたもの（５人）である。

２　休職

令和６年７月１日現在で、休職中の職員は2,291人であり、事由別に見ると、いわゆる病気休職が1,980人で全体の86.4％を占めている。

３　降給

任命権者が職員の意に反して降給（降格・降号）の処分を行った場合には、規則11―10（職員の降給）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。令和６年度中において、降給処分された者は３人（「勤務実績不良に伴う降格」が２人、「勤務実績不良に伴う降号」が１人）である。